

アメリカ合衆国における移転価格



日系企業担当プリンシパル
大久保 潤



移転価格専門家
ハドソン ジェイ

CDH

世界トップ10にランクインするムーア・スティーブンス会計税務グループに属しています。会計監査、国際税務、移転価格文書化、企業価値評価、J-SOX対応、不正調査業務に従事する一方で、各種アウトソーシング（人事、IT、経理、マネージメント）、自動化経理システム・オフショア経理の導入からメンテナンス、従業員評価システムの導入、戦略的企業文化構築、KPIミーティングのファシリテーター、不正・横領が起きない仕組みづくりの構築、従業員トレーニング、マネージメントコーチング、クロスボーダー生活者に関するコンサルティング等のアドバイザー業務を多く担当しております。

www.cdhcpa.com

連絡先

日系企業担当プリンシパル
Jun Okubo
jokubo@cdhcpa.com

移転価格専門家
Jay Hudson
jhudson@cdhcpa.com

概要

米国の移転価格規制は内国歳入庁（IRS）が管轄しています。IRSは、多国籍企業が確実に独立企業間の原則を遵守し、内国歳入法（IRC）第482条に概説されている規制に準拠することを保証するためのガイドラインと規制を発行しました。IRC第482条は、多国籍企業による脱税を防止するために、IRSが関連団体間の収入、控除、手当を配分する法的根拠と権限を規定しています。

独立企業間原則とは、市場において無関係な当事者間で潜在的に存在する取引条件の下で関連当事者間の取引が確実に行われることを目的とした、国際的な移転価格の基本的概念です。言い換えれば、多国籍企業に対し、あたかも独立した第三者として取引しているかのように、関連当事者間の取引の移転価格を設定するように明示しています。この原則は取引の両当事者に適用されるため、移転価格の遵守は両方の税務管轄区域で評価される必要があることに注意することが重要です。

移転価格に関する概念は、関連当事者間の有形商品の販売または購入に課される価格に限定されるというのはよくある誤解です。実際には、以下を含む全ての重要な企業間取引について独立企業間移転価格を維持することが重要です。

- 関連当事者に代わり有形商品を製造する。
- 関連当事者に代わり有形商品を配布する。
- 関連当事者に代わり調達/斡旋、販売とマーケティング、研究開発、エンジニアリング、物流、またはバックオフィスサービスを含むサービスを提供する。
- 知的財産の譲渡または使用許可を出す。
- 企業間の融資、借入、保証などの金融取引をする。

米国の移転価格の必要書類

米国の移転価格規制は外資系企業の米国支店を含むすべての納税者に適用されます。これらの規制は、経済協力開発機構の多国籍企業に対する移転価格ガイドライン（OECDガイドライン）で説明されている方法論とほぼ一致しています。例えば、IRSとOECDのガイドラインはどちらも前年次報告期間に少なくとも8億5000万ドルの収入がある納税者に対して国別報告書の作成を義務付けています。^{*1} 米国では、この情報はフォーム8975で提供されます。これは納税申告書とともに提出され、米国の多国籍企業グループの収入、支払われた税金、および国ごとの経済活動のその他の指標を報告するために使用されます。^{*2}

米国の規制における重要な違いの1つは、IRSがOECDガイドラインで提示されているマスターファイルまたはローカルファイルのレポートを必要としていないことです。実際に、米国では年次移転価格文書の作成は明確には義務付けられていません。^{*3} ただし、年次文書は必須ではない場合もありますが、米国の移転価格文書を作成するかどうかを決定する前に考慮しなければならない重要な要素があります。以下のものが含まれますが、これらに限定されるというわけではありません。

1. **収益または取引量の基準:** 企業は、事業を展開する各国に適用されるグループの収益または会社間取引の基準を理解する必要があります。
2. **移転価格監査履歴:** 最近米国で移転価格監査を受け、IRSによる調整を受けた企業は、将来的にさらなる監査リスクにさらされる可能性があります。
3. **最近の買収または新規企業間取引:** できるだけ早く十分な書類を準備する



ことで、立証責任を納税者からIRSに移すことができます。

4. **最近の法的判断または裁判所の決定:** 税務訴訟は移転価格規制に重大な影響を与える可能性があります。
5. **違反に対する罰則:** IRCセクション6662(e)(3)(B)およびTreas. Reg. Section 1.6662-6では移転価格文書の要件と、IRSが決定した調整に対する罰則について解説しています。

移転価格規制を厳守しないと、多国籍企業に深刻な結果が生じる可能性があります。IRSは納税者の収入を調整する場合があります、その結果、追徴金、罰金、利息が発生する可能性があります。IRSの調整による罰金は違反の性質と重大度によって異なりますが、IRSが決定した不足額の20%–40%の額となることがあります。場合によっては、IRSと納税者の間で論争が生じ、長期にわたる高額な訴訟につながる可能性もあります。2022年11月にIRS大企業・国際部門の局長代理であるHolly Paz氏は、IRSが罰則の強化を優先事項の1つとして移転価格監査に対するアプローチの変更に取り組むと表明しました。^{*4}

最終的には、米国で年次移転価格文書を作成するかどうかに関する決定は企業ごとに異なります。企業の運営、移転価格構造、世界的な収益、取引量や複雑さ、文書作成のコスト、個人のリスク選好度などをすべて考慮して決定する必要があります。さらに、最近の移転価格の動向や移転価格訴訟における米国税務裁判所の決定については、今後の移転価格規制に影響を与える可能性があるため、常に最新の情報を入手しておくことが重要です。

今日の動向

米国税務裁判所の判決–3M vs 長官

この訴訟が最初に議論されてから約7年が経過した2023年2月9日、米国税務裁判所は米国の産業複合企業3Mが関与した移転価格訴訟に関する判決を発表しました。簡単に説明すると、この訴訟には、ブラジルの3M子会社が米国法人に支払った知的財産のライセンスに対する使用料が関係しています。ブラジル特許商標庁は合意された使用料が高すぎるか、現地の規制と矛盾していると主張しました。IRSは、使用料のレートが他の企業間ライセンス契約と比較して低すぎるとの見解を示し、3Mに対して移転価格調整を課しました。

この問題は「Blocked Income」に関する米国の規則に部分的に関係しています。米国税法に見られるブロック所得規制^{*5}は、米国企業が国外で得た所得の取り扱いに関連しており、外国為替統制または外国によって課されたその他の制限によって、国外所得を米国に送金することはできません。ただし、この訴訟では主に2つの争点で争われました。1つ目は、IRSが第482条を利用して追加のロイヤルティ収入を3Mに割り当てることができるかどうかでした。2つ目は、第482条の調整の目的で外国の法的制限をいつどのように検討するかを規定するTreas. Reg. Sec. 1.482-1(h)(2)が無効になるのかどうかでした。^{*6}

米国税務裁判所は、第482条に基づく「Blocked Income」に関わる移転価格調整

をIRSが行う能力を支持するとして、僅差でIRSに有利な判決を下しました。この訴訟は控訴される可能性があります。将来的に他の移転価格訴訟に影響を与えるかもしれません。例えば、コカ・コーラの現在の移転価格訴訟^{*7}の決定は、3M訴訟の結果が出るまで保留されました。

OECDの国際税制改革の二本柱計画

2021年10月、OECDの総括的枠組みを構成する135カ国以上の加盟国が国際課税ルールを改革する二本の柱計画を暫定承認しました。この計画の第1の柱は、ある国への売上に基づく課税権の配分を扱い、より限定された一部の納税者（世界売上が200億ユーロを超え、利息率が10%を超える企業のみ）を対象としています。しかし、第2の柱に基づく世界的基地浸食防止法 (GloBE) 規則は、少なくとも7億5000万ユーロの収益を持つ多国籍グループの収益に対して15%の最低限度の税金を課することを求めています。^{*8} これらの各項目が多くの国際税務や移転価格のルールや構造にどのように大きな影響を与えるかは明らかです。

米国には独自の移転価格規制があり、OECDガイドラインが定める移転価格ガイドランスに拘束されません。しかし、バイデン政権下では、米国はOECD主導の計画に参加し実施することに同意しましたが、米国の参加レベルはまだ決まっておりませんが、米国は第2の柱の最低税だけでも600億ドル～1200億ドルの税収を